て「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附則第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（令和元年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第九条の六　法附則第十五条第二項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という。）は、同年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第九条の七　法附則第十五条第五項に規定する令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。）は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（令和元年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法）

第九条の八　法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

（令和元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法）

第九条の九　法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

ロ　法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

おいて「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、同年度における法附則第十一条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附則第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成三十一年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第九条の六　法附則第十四条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という。）は、同年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第九条の七　法附則第十四条第五項に規定する平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。）は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成三十一年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法）

第九条の八　法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

（平成三十一年度の補正後第二号被保険者数の算定方法）

第九条の九　法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

ロ　法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合